

平成 29 年 9 月 29 日

各 位

株式会社 北海道銀行

## 「つみたてNISA」の取り扱い開始について

北海道銀行（頭取 笹原 晶博）は、平成 29 年 10 月 2 日（月）より「つみたてNISA」の取り扱いを開始します。「つみたてNISA対象商品」に選定されることを前提として、新たに 4 つの投資信託をつみたてNISA専用ファンドとして取り扱います。

### 記

#### 1. つみたてNISAの概要

つみたてNISAは、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するために創設され、一定の要件を満たした投資信託の配当・譲渡所得が非課税となる制度です。

#### 2. 「つみたてNISA」と「一般NISA」の違い

	つみたてNISA	一般NISA
利用できる年齢	20歳以上	20歳以上
年間非課税枠	40万円	120万円
非課税期間	最長20年	最長5年
非課税投資総額	800万円 (40万円×20年)	600万円 (120万円×5年)
投資対象	一定の要件を満たす 公募株式投資信託	上場株式等（ETF、REIT含む） 公募株式投資信託
投資方法	積立	通常買付・積立
払出制限	なし	なし

#### 3. つみたてNISA専用ファンドの概要

当行が取り扱う、つみたてNISA専用ファンドは以下のとおりです。

ファンド名	運用会社	購入時手数料	信託報酬 (年率・税抜き)
つみたて日本株式(TOPIX)	三菱UFJ国際投信	ありません	0.18%
つみたて先進国株式			0.20%
つみたて新興国株式			0.34%
つみたて8資産均等バランス			0.22%

平成 29 年 10 月から届出開始となる「つみたてNISA」対象商品に選定されることを

前提としています。

#### 4. つみたてNISA専用ファンドの選定理由および想定するお客さま

(1) 当行が採用したつみたてNISA専用ファンドがお客さまの中長期的な資産運用に適していると判断した理由は以下のとおりです。

日本および海外の経済成長を享受できると考えられる商品性であること。

日本および海外の代表的な指数（インデックス）に連動することを目指すファンドであり、投資初心者のお客さまにも値動きがわかりやすいと考えられること。

類似ファンドと比較して比較的信託報酬が廉価であること。

(2) 各ファンドについて、当行が想定するお客さまの運用ニーズは以下のとおりです。

ファンド名	当行が想定するお客さまの運用ニーズ
つみたて日本株式(TOPIX)	日本の株式に投資し、日本の経済成長に期待したい。
つみたて先進国株式	日本を除く先進国の株式に投資し、安定的な先進国の経済成長に期待したい。
つみたて新興国株式	新興国の株式等に投資し、成長が著しい新興国の経済に期待したい。
つみたて8資産均等バランス	投資対象を広く分散し、安定的な資産運用を目指したい。

#### 5. 取り扱い開始日

(1) 口座開設受付開始

平成 29 年 10 月 2 日（月）

(2) つみたてNISA専用ファンドの受付開始

平成 30 年 1 月 4 日（木）

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

北海道銀行 リテール推進部 佐藤 TEL 011-233-1255

広報CSR室 小山・西東 TEL 011-233-1005

## 【投資信託についての留意事項】

### 1. 投資信託に係るリスクについて

投資信託は預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。また、当行でお取扱する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

投資信託は値動きのある有価証券（株式・債券・リート等）等に投資するため、元本の保証や、一定の利回りが約束されている商品ではありません。

投資信託は組入れ資産の価格の下落（株式・債券等の価格の下落や金利の変動、その他商品固有の要因）により基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、組入れられた株式・債券等の発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により投資元本を割り込むことがあります。

外貨建て資産に投資するものは、このほかに為替相場の変動により基準価額が変動するため投資元本を割り込むことがあります。

投資信託の運用による利益および損失は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

一部の投資信託には、信託期間中に中途換金ができないものや、換金可能日時があらかじめ制限されているものがあります。

北海道銀行は投資信託の募集・お申込等のお取扱を行い、投資信託の設定・運用は運用会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。

投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、お申込にあたっては、必ず最新の「投資信託説明書（目論見書）」や「契約締結前交付書面」等をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。

「投資信託説明書（目論見書）」は北海道銀行の本・支店の窓口でお渡しいたします。

### 2. 投資信託に係る費用について

お申込時に直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.78%（消費税込）

ご換金時に直接ご負担いただく費用・・・信託財産留保額 上限1.2%

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- ・信託報酬・・・上限2.16%（消費税込）
- ・その他費用・・・上記以外に保有期間等に応じて監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、外貨建資産の保管費用がかかります。目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。（その他費用の金額は、保管期間などにより異なるため表示することができません。）

### （ご注意）

上記に記載しているリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、当書面に記載されている投資信託が徴収する夫々の費用のうち、最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、夫々の投資信託により異なりますので、お申込の際は事前によく、目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

商号等：株式会社 北海道銀行 登録金融機関：北海道財務局長（登金）第1号  
加入協会：日本証券業協会・社団法人金融先物取引業協会

# NISA制度に関するご説明

(一般NISA・つみたてNISA用)

株式会社 北海道銀行

一人一口座	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座（非課税口座）は、お一人様一口座の開設です。 金融機関変更により、NISA口座を複数の金融機関で開設することも可能ですが、NISA口座内の勘定を当行で設定した年と同一年に、他の金融機関で勘定を重複して設定することはできません。</li></ul>																		
勘定の選択	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座内に設定する勘定（非課税管理勘定または累積投資勘定）を選択いただけます。</li></ul> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>一般NISA（非課税管理勘定）</th><th>つみたてNISA（累積投資勘定）</th></tr></thead><tbody><tr><td>勘定設定期間</td><td>2018年～2023年</td><td>2018年～2037年</td></tr><tr><td>非課税期間</td><td>最長5年（5年目の年末迄）</td><td>最長20年（20年目の年末迄）</td></tr><tr><td>非課税金額（注1）</td><td>120万円/年</td><td>40万円/年（注2）</td></tr><tr><td>買付方法</td><td>・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）</td><td>ファンドミニ（定時定額契約） 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。</td></tr><tr><td>当行における対象商品</td><td>公社債投資信託（MMF）を除くすべての投資信託 「投資信託ラインナップ」等でご確認いただけます。</td><td>一定の要件を満たした投資信託 「NISA&amp;ジュニアNISA活用ガイド」等でご確認いただけます。</td></tr></tbody></table> <p>勘定の設定は年単位です（勘定設定後に変更がない場合は同一勘定が継続します）。</p> <p>注1. 非課税金額は新規購入が対象で、購入手数料相当額は含みません。</p> <p>注2. つみたてNISAによる申込可能額は次のとおりです（つみたてNISA扱の契約が複数ある場合は、その合計額となります） 毎月の振替金額×12カ月+増額月の振替金額の合計額 40万円</p>		一般NISA（非課税管理勘定）	つみたてNISA（累積投資勘定）	勘定設定期間	2018年～2023年	2018年～2037年	非課税期間	最長5年（5年目の年末迄）	最長20年（20年目の年末迄）	非課税金額（注1）	120万円/年	40万円/年（注2）	買付方法	・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）	ファンドミニ（定時定額契約） 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。	当行における対象商品	公社債投資信託（MMF）を除くすべての投資信託 「投資信託ラインナップ」等でご確認いただけます。	一定の要件を満たした投資信託 「NISA&ジュニアNISA活用ガイド」等でご確認いただけます。
	一般NISA（非課税管理勘定）	つみたてNISA（累積投資勘定）																	
勘定設定期間	2018年～2023年	2018年～2037年																	
非課税期間	最長5年（5年目の年末迄）	最長20年（20年目の年末迄）																	
非課税金額（注1）	120万円/年	40万円/年（注2）																	
買付方法	・スポット（募集・購入） ・ファンドミニ（定時定額契約）	ファンドミニ（定時定額契約） 定期かつ継続的な方法による買付が必要となります。																	
当行における対象商品	公社債投資信託（MMF）を除くすべての投資信託 「投資信託ラインナップ」等でご確認いただけます。	一定の要件を満たした投資信託 「NISA&ジュニアNISA活用ガイド」等でご確認いただけます。																	
非課税の対象	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座内の投資信託から生じる分配金や売買益が非課税となります。</li></ul>																		
分配金	<ul style="list-style-type: none"><li>元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税ですので、本制度のメリットはありません。</li><li>分配金再投資型の場合、NISA口座を優先して再投資されます。 非課税枠を超過した分は課税扱（特定口座または一般口座）で再投資します。 対象の投資信託を受入できる勘定の設定がない場合は課税扱で再投資します。</li></ul>																		
譲渡損	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座内における中途売却による譲渡損は税務上ないものとされます。 また、他の上場株式等の譲渡所得等との損益通算や繰越控除の適用を受けることはできません。</li></ul>																		
非課税枠	<ul style="list-style-type: none"><li>未使用枠を翌年へ繰越すことはできません。 また、中途売却はできますが、同一年に売却しても非課税枠は復活しません。</li></ul>																		
ファンドの移管	<ul style="list-style-type: none"><li>特定口座や一般口座内の投資信託をNISA口座内に移管することはできません。</li><li>NISA口座内の投資信託をNISA口座内の別の勘定に移管することはできません。 累積投資勘定（つみたてNISAの勘定）内の投資信託については同一の勘定の場合でも移管することはできません。</li><li>NISA口座内の投資信託を非課税扱いで他の金融機関に移すことはできません。</li><li>NISA口座内の投資信託を特定口座や一般口座内に移管した場合、取得価額は移管日の時価となります。</li></ul>																		
非課税期間終了時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>非課税期間が終了した場合、NISA口座内の投資信託は次のいずれかのお取扱いとなります。 NISA口座内の非課税管理勘定へ移管 累積投資勘定（つみたてNISAの勘定）内の投資信託については移管することができません。 該当年に非課税管理勘定が設定されている場合に限りです。 払出時の金額が非課税枠を超過した場合でも、そのすべてを移管することができます。 課税口座（特定口座または一般口座）へ移管</li></ul>																		
金融機関変更	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座または勘定を廃止して、他の金融機関にNISA口座を開設することができます。</li></ul>																		
勘定変更（注）	<ul style="list-style-type: none"><li>NISA口座内の勘定を別の勘定に変更することができます。 注. 勘定変更とは、「非課税管理勘定（成人NISAの勘定）」、「累積投資勘定（つみたてNISAの勘定）」の変更をいいます。</li></ul>																		
つみたてNISAにかかる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>信託報酬等の概算値を年1回ご通知します。</li><li>累積投資勘定（つみたてNISAの勘定）を設定される場合、基準経過日（注）におけるお客様の氏名・住所を所定の期間および方法により確認させていただきます。なお、当該確認ができない場合は、累積投資勘定に投資信託を受入れすることができなくなります。 注. 基準経過日とは、初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。</li></ul>																		
開設までの所要期間	<ul style="list-style-type: none"><li>開設までの所要期間は3週間程度です。 開設後に「非課税口座開設のご案内」をご郵送いたします。 勘定変更の場合も3週間程度です。</li></ul>																		
非課税適用確認書	<ul style="list-style-type: none"><li>交付申請後に税務署宛から発行される「非課税適用確認書」は当行で保管させていただきます。 お申込区分が「金融機関変更」または「再設定（金融機関変更）」の場合、同確認書は発行されません。</li></ul>																		
諸変更等	<ul style="list-style-type: none"><li>住所変更、氏名変更、出国、相続が生じた場合は、速やかにご報告いただく必要があります。</li></ul>																		